

令和2年11月6日

建築指導課

四条通地区におけるホテル又は旅館に係る認定基準

市長が四条通地区A地区又はB地区における良質なにぎわい及び宿泊環境の確保に支障がないと認めるホテル又は旅館は、次のいずれにも該当すると認められるものとする。

(定員が1人の客室の面積)

- 1 一の客室の定員が1人の場合にあつては、当該客室の床面積が9平方メートル以上であること。

(定員が2人の客室の面積)

- 2 一の客室の定員が2人の場合にあつては、当該客室の床面積が13平方メートル以上であること。

(定員が3人以上の客室の面積)

- 3 一の客室の定員が3人以上の場合にあつては、当該客室の床面積が5.5平方メートルに当該定員から1人を減じて得た数値を乗じ、9平方メートルを加えて得た数値以上であること。

(ロビーの面積)

- 4 ロビーの用に供する部分の床面積が客室の定員の合計に0.4平方メートルを乗じて得た数値以上であること。

(ホテル又は旅館の位置)

- 5 当該建築物及びこれに付属するものの直接地上へ通ずる出入口のある階におけるホテル又は旅館の部分（飲食又は物品販売の用に供する部分及び専ら通路の用に供する部分を除く。）が、四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。）に面していないこと。ただし、当該ホテル又は旅館の四条通に面する部分から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上の場合は、この限りでない。

備考

- 1 「ロビーの用に供する部分」とは、次のいずれにも該当する範囲のものをいう。
 - ア 玄関帳場に隣接し、玄関帳場からおおむね全てを見通すことができるもの。
 - イ 玄関帳場における宿泊者等への対応や施設内の案内、移動及び通行に支障がないもの。
 - ウ 施設を利用する者の待合せ又は談話に供する椅子及びテーブル等が適切に設置されているもの。
- 2 「飲食又は物品販売の用に供する部分」とは、主として飲食又は物品販売の用に供し、かつ、ロビー等の他の部分と明確に区分されている部分をいい、当該飲食又は物品販売のための厨房、バックヤード等の用に供する部分を含む。
- 3 「通路の用に供する部分」とは、専ら通行の用に供する部分をいい、風除室、階段室、昇降機の用に供する部分を含む。